



報道機関 各位

記者発表資料

令和4年9月2日（金）

問い合わせ先：消費生活総合センター

所長：塚越

担当：松川

電話：643-2239

「高齢者被害特別相談」を実施します
 ～高齢者の消費者トラブルの解決を支援します～

さいたま市内3ヶ所にある消費生活センターでは、敬老の日を前に高齢者の消費者トラブル防止の啓発事業として「高齢者被害特別相談」を実施します。また、この特別相談は、関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーンの一環として実施します。

1. 目的

高齢者の消費者被害の救済と未然防止、トラブル対応に関する情報提供などを目的に「高齢者被害特別相談」を実施します。

2. 日程

令和4年9月14日（水）、15日（木）、16日（金）

※この期間以外にも随時相談を受付けています。

3. 対象者

市内在住の60歳以上の方

4. さいたま市消費生活相談窓口

※電話か来所で相談を受付けますが、ご予約の方が優先となりますのでまずはお電話ください。

センター名	曜日・時間	相談電話	住所
消費生活総合センター	相談受付/月曜～土曜日 9時～16時30分 (祝休日、年末年始除く)	TEL 048-645-3421 FAX 048-643-2247	大宮区錦町682-2 JACK大宮6階
浦和消費生活センター		TEL 048-871-0164 FAX 048-883-4893	浦和区東高砂町11-1 コムナーレ9階
岩槻消費生活センター	相談受付/月曜～金曜日 9時～12時 13時～16時30分 (祝休日、年末年始除く)	TEL 048-749-6191 FAX 048-749-6193	岩槻区本町3-2-5 岩槻区役所内 ワッツ東館3階
日曜日の電話相談	9時～16時	TEL 048-645-3421 FAX 048-643-2247	—

5. 関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン参加機関

東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県・栃木県・群馬県・新潟県・山梨県・
 長野県・さいたま市・千葉市・横浜市・川崎市・相模原市・新潟市
 (独立行政法人) 国民生活センター